

新副町長

たむら としのり
田村 敏則 氏



このたび、議会の選任同意をいただき、4月1日付けで神川町副町長を拝命いたしました。身に余る光栄でありますと同時に、責任の重さに身の引き締まる思いです。

山崎町長のもと、これまでの行政経験を生かしながら、「町民のためのまちづくり」を職員一丸となって、目指していきます。神川町の持続的発展の為、奮闘努力していきますので、町民の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

経歴

昭和57年4月 神川村役場入庁
平成29年4月 神川町議会事務局長

[任期：平成30年4月1日～平成34年3月31日]

このたび、前任の高澤利藏先生の後任として、教育長を拝命しました福嶋慶治です。新しい教育委員会制度のスタートの年でもあり、これまでの行政経験を活かして、神川町の教育の発展のために、微力ではありますが、精一杯頑張ります。

幼稚園や小・中学校教育の充実だけでなく、地域住民の皆様のニーズに応じた生涯学習の発展にも尽力しますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

新教育長

ふくしま けいじ
福嶋 慶治 氏



経歴

昭和56年4月 児玉町立児玉中学校教諭となる。
平成25年4月 神川町立丹荘小学校校長となる。
平成29年3月 定年退職

[任期：平成30年4月2日～平成33年4月1日]

選挙管理委員会

[任期：平成30年3月17日～平成34年3月16日]

委員長 **小川 静男 氏** (再任)
職務代理 **藤田 昌男 氏**
浅見 眞一 氏
内海 和雄 氏

公平委員

[任期：平成30年3月24日～平成34年3月23日]

田村 巖 氏 (再任)
齊藤 里江 氏 (再任)
設楽 一男 氏 (再任)

監査委員

[任期：平成30年3月19日～平成34年3月18日]

松本 公三 氏

教育委員会

[任期：平成30年3月18日～平成34年3月17日]

西村 享 氏 (再任)

固定資産評価審査委員会

[任期：平成30年3月24日～平成33年3月23日]

小島 健司 氏 (再任)
栗本 襄 氏 (再任)
設楽 弘文 氏 (再任)

狂犬病予防注射を行います

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124



犬を飼養している飼い主は、狂犬病予防法により、年1回狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせる義務があります。町では、下記の日程で集合注射を実施しますので、この機会に予防注射を受けましょう。

○日程

期日	時間	場所
4月18日(水)	午前10時 ~ 11時30分	ふれあいセンター前
	午後1時10分 ~ 2時30分	就業改善センター南側※(保健センター隣)
4月19日(木)	午前10時 ~ 11時30分	渡瀬コミュニティ集会所
	午後1時10分 ~ 2時30分	就業改善センター南側※(保健センター隣)
4月20日(金)	午前10時30分 ~ 10時45分	住居野丹生神社
	午前11時 ~ 11時30分	矢納センター
	午後1時10分 ~ 2時30分	阿久原センター前

※例年、役場本庁舎北側で実施していましたが、新庁舎建設工事のため、就業改善センター南側にて実施します。

○費用 注射費用として1頭あたり**3,300円**(未登録の場合は別途3,000円)

お釣りのないようにご用意をお願いします。

空き家の解体費・改修費を補助します

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

町では、空き家の有効活用と町民の良好な居住環境を確保することを目的に、町内空き家の解体費・改修(リフォーム)費の一部を下記のとおり補助します。



○補助内容

・解体費

補助金額	条件等	件数
工事経費の1/3で 上限300,000円	<ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかであること ①特定空き家(勧告を受けている場合は除く) ②昭和56年5月31日以前に建築された老朽建物で町が定める老朽空き家の基準を満たす空き家 依頼業者が町内業者であること 	3 件 (先着順)

・一般世帯改修(リフォーム)費

補助金額	条件等	件数
工事経費の1/2で 上限200,000円	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンクに登録されている物件を購入又は賃借した建物であること 5年以上その物件に居住する意思があること 依頼業者が町内業者であること 町で実施の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと 	3 件 (先着順)

・子育て世帯改修(リフォーム)費[移住者向け]

補助金額	条件等	件数
工事経費(外構は除く)の1/2で 上限200,000円	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンクに登録されている物件を購入又は賃借した建物であること 町外に1年以上居住しており中学生以下の子を扶養する世帯であること 父又は母が40歳未満であること 5年以上その物件に居住する意思があること 依頼業者が町内業者であること 	3 件 (先着順)

上記のほかに、

- ・引越し等に係る費用(物品の購入費は除く)の1/2で上限10万円を加算して補助します。
- ・中学生以下の子を扶養する世帯には一人あたり3万円以上9万円以下を加算して補助します。

○申請開始日 **5月15日(火)**